



学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

私は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する学生等の学びを継続するための緊急給付金に申請するにあたり、次の①～⑤の申請要件について、満たしている項目を確認しました。

要件チェック項目	チェック	①自宅生のみ余白に記入
①自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない ※自宅外生(家賃を支払い生活)はアパートの契約書等を添付【案内2P 記載】 ※自宅生(実家住まい等)は余白にその旨記入	✓	実家から通っているが、学費等の援助を受けていない
②家庭から多額の仕送りを受けていない ★多額の目安・・・自宅外で年150万円以上(授業料・家賃含。ただし入学金は含まず) ※1年生→家庭からの仕送り年額を記入(予定) ※2年生以上→2020年度の仕送り年額を記入	✓	②余白に内訳を記入 130万円 授業料 70万 家賃 40万 その他 20万
③家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない ※【案内2P 記載】の証明書が添付できない方は、申請書「3. 申し送り事項」に事情を記載してください【記入例参照】	✓	
④新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)に影響を受けており、1)～3)いずれかの状況となっている	✓	④ 1)～3) ✓は一つのみ
1)新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している 解説:2021年4月以降から現在まで状況が継続している方 ※申請書「3. 申し送り事項」に事情を記載してください【記入例参照】		
2)コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し、その状況が本年度になっても改善していない 解説:減少前と比較し、2021年4月以降も50%以上の減収が改善されていない月がある方が対象です。(現在は改善している場合も対象) ※【案内2P 記載】の証明書が添付できない方は、提出ができない場合は申請書「3. 申し送り事項」に事情を記載してください。【記入例参照】	✓	
3)アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている ※申請書「3. 申し送り事項」に事情を記載してください【記入例参照】		
⑤既存の支援制度について以下のいずれかを満たす		⑤ 1)～3) ✓は一つのみ
解説:現在、第一種奨学金を限度額※1 まで借りており、今後、新制度※2の申し込みをする予定の方 1)高等教育の修学支援新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者 ※奨学生証の写しを添付してください		
解説:現在、第一種奨学金を限度額※1 まで借りており、新制度※2は対象外のため利用していない方 2)高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者 ※奨学生証の写しを添付してください		
解説:新制度※2 および第一種奨学金は要件を満たさないため利用できないが、その他制度(第二種奨学金、大学独自の奨学金、民間奨学金等)を利用している、または利用する予定の方 3)要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者若しくは利用を予定している者 ※証明書類を提出してください【案内2P 記載】	✓	

※1 収入が一定以上で第一種奨学金の最高額 5万1千円が選択できなかった方のみ、4万円が限度額となります。

※2 給付奨学金・授業料減免制度(大学独自の制度は除く)のことです。